

釜石市電話設備等導入業務仕様書

1 業務名

釜石市電話設備等導入業務

2 目的

釜石市新市庁舎及び 14 拠点（下記、4 対象施設）の内線電話ネットワークについて、電話通信設備の強化、新しい働き方改革、業務の効率化を目指し、新たにクラウド PBX 等による構成を軸に音声基盤の刷新を行いスマートフォン及び必要となる周辺機器等を導入するもの。

3 業務の内容

本業務の内容は、電話設備及びスマートフォンの導入に係る環境構築及び運用の全般を行うものとする。

4 対象施設

対象施設	所在地
本庁舎（新庁舎）	釜石市天神町 5 番 2 0 号
甲子地区生活応援センター	釜石市甲子町第 10 地割 255 番地
小佐野地区生活応援センター	釜石市小佐野町 3 丁目 4 番 25 号
中妻地区生活応援センター	釜石市上中島町 2 丁目 6 番 36 号
釜石地区生活応援センター	釜石市大町 3 丁目 8 番 3 号
平田地区生活応援センター	釜石市平田町 3 丁目 1000 番地平田集会所内
唐丹地区生活応援センター	釜石市唐丹町字小白浜 50 番地
鶴住居地区生活応援センター	釜石市鶴住居町 2 丁目 901 番地
栗橋地区生活応援センター	釜石市橋野町第 34 地割 16 番地 2
釜石市水道事業所	釜石市新町 1 番 26 号
釜石市建設部下水道課	釜石市大平町 4 丁目 2 番 20 号
釜石市立図書館	釜石市小佐野町 3 丁目 8 番 8 号
釜石市学校給食センター	釜石市鶴住居町第 10 地割 30 番地 1
上中島こども園・すくすく親子教室	釜石市上中島町 3 丁目 5 番 17 号
釜石市民交流センター	釜石市嬉石町 1 丁目 7 番 8 号

5 業務期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 31 日までとし、令和 8 年 8 月 31 日までに運用を開始することとする。
なお運用開始日から新市庁舎開庁日前日（令和 8 年 9 月 23 日予定）までを試験運用期間とする。
※使用期間、保守期間は、別途長期継続契約のうえ契約締結日から 5 年間を予定する。

6 導入方針

(1) 利用想定台数等は以下の表のとおりとする。

項目	導入数量
モバイル回線（スマートフォン）	500 台
0ABJ 番号	60 番号
導入拠点	15 拠点（本庁舎含）
固定 IP 電話	5 台

(2) 本業務で導入する電話番号は新規番号を払い出すこととする。

(3) スマートフォンは原則本庁舎及び 14 拠点に籍を置く職員に配布する。

(4) スマートフォンは内線番号機能を有し、庁舎外においても内線通話を可能とする。

(5) 休日夜間は、宿直室への受電切替を行うことを想定している。

(6) 市は、市代表電話番号への着信について、次のとおりの対応を想定する。

ア 閉庁日及び閉庁時間は、宿直の守衛が電話を受け、用件に応じて各部署又は各職員へ転送する。（閉庁日とは、釜石市の休日に関する条例（平成 2 年条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日という。）

イ 開庁時間中は、電話交換手が電話を受け、用件に応じて各部署又は各職員に転送する。（開庁時間とは開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。開庁日とは閉庁日以外の日をいう。）

(7) 市は、部署代表番号への着信について、次のとおりの対応を想定する。

ア 部署代表番号へ着信があった場合は、指定した端末を鳴動させ、担当職員が代理応答機能にて電話を受ける。

イ 電話を受けた職員は、用件に応じて担当職員又は他部署へ転送する。

(8) 市代表電話番号及び部署代表電話番号は、同一番号で同時に複数の通話を行う。

7 機能要件等

(1) 交換機は以下の仕様とする。

ア 交換機はクラウド型とする。

イ データセンターが日本国内にあり、冗長化されていること。

ウ 本業務で導入する固定 IP 電話機及びスマートフォンを内線電話として連携できること。

エ FMC（Fixed-Mobile Convergence）を利用する場合の回線等は以下のとおりとする。

a 提供するアクセス回線は、光回線に限定し、FMC を安定的に利用できる環境を構築すること。

b クラウド PBX については、本庁舎での受電集約構成とする。なお、クラウド PBX 同等の機能を有するスマートフォンアプリケーションによる構成提案についても、これを受け付ける。

オ 自治体や中央省庁、民間企業での導入実績があること。

カ クラウド型電話交換機との接続はインターネットもしくは閉域網（インターネット VPN も可能）とする。

キ 利用する 0ABJ 番号はいずれの端末からも発信できること。

ク グループ内線を作ることができること。

ケ 代理応答グループを作ることができること。

- コ 今後の拡張に応じてch数またはライセンス数を変更できること。
- サ 通話を録音する機能があること。録音は、0ABJ 番号を対象とする。
- シ クラウド PBX サービスに障害が起きた場合は、速やかに復旧対応を行う体制があること。

(2) 固定電話機は以下の仕様とする。

- ア 保留機能、転送機能を有すること。
- イ 複数のラインキーが搭載されていること。

(3) スマートフォン機能は以下の仕様とする。

- ア 本業務で導入する交換機と連携し、外線通話、内線通話、代理応答、転送、不在転送が可能なこと。
- イ キャリア回線の電話番号を利用した発着信ができること。
- ウ 発信時は、複数番号のうち番号を選択して発信できること。
- エ データ通信は1台あたり2GB/月以上利用可能なこと。また、規定のデータ通信量を超えた場合にも利用を継続できる方法があること。
- オ 端末は賃貸借契約（レンタル契約）とする。
- カ 充電器及び充電ケーブル（1m程度）をスマートフォン端末と同数付属すること。
- キ スマートフォン端末は、納入時点で最新 OS にアップデートのうえ、本市が定めた仕様（アプリケーションの追加、削除等（使用制限を含む））を行うこと。
- ク 提案機種については下記の条件を満たす、同一新品の型式とする。
 - a 4G LTE 以上の品質を有していること。またスマートフォンについては、特段の変更作業等なく5Gへの移行が行えること。
 - b インターネットを使用するためのプロバイダ契約を含めて提供すること。
 - c Wi-Fi 利用が可能、かつテザリングが可能なこと。
 - d 1000 件以上電話帳登録が可能なこと。
 - e 暗証番号等を用いた画面ロックが可能なこと。
 - f 静止画、動画が撮影可能な内臓カメラを有していること。
- ケ 契約期間中の端末修理や紛失による費用負担が原則発生しないこと。費用負担が発生する場合は、業務のプレゼンテーション時に条件を提示すること。
- コ 長期継続契約終了時の新端末への移行期間等に係る契約延長が必要となった場合、月単位など柔軟契約延長が可能であり、違約金等が発生しないことが望ましい。
- サ 発注者の依頼により電波状況の調査を実施し、調査の結果電波状況が不安定であることが判明した場合は電波状況の改善を図ること。
- シ 各スマートフォンには、管理番号（職員番号や内線番号等）をシール等にて表示すること。
- ス スマートフォンの故障等で部品等を交換する際は、情報漏洩を生じさせないこと。
- セ スマートフォンに外部メモリスロットが搭載されている場合は、使用できないよう設定すること。

(4) MDM

本業務にて利用するスマートフォン端末については、全て MDM (Mobile Device Management) により、本市管理者による運用管理を行う。その他 MDM サービスに係る構築費用を含むこと。MDM 証明書等の年次更新などをサービスに含むこと。

ア 本市運用管理にあたり、その時々に応じ必要、かつ適切な助言・支援を行うものとする。

イ MDM に求める最低限の運用管理機能は以下の通り。

a セキュリティポリシー設定機能

b リモートワイプ機能

スマートフォンの保存データ等を、インターネットを通じた遠隔操作にて削除できること。

c 証明書等配信（配布）機能

d ウェブフィルタリング機能

8 保守・サポート

(1) 設定代行

ア 上記「6 導入方針」に基づき、市が指定する職員のスマートフォンに対して 0ABJ 番号及び内線番号の紐づけを行う。

イ 上記「6 導入方針」に基づき、代表電話番号への着信に対する呼び出し方法等を設定する。

(2) 保守（本業務期間及び長期継続契約期間を対象とする。）

ア 本業務にて提供する全てのサービスについて、対応窓口を一本化すること。

イ 障害時、復旧までに時間を要する場合は、その代替運用についても、本市合意のもと速やかに行うものとする。

ウ スマートフォン端末の保守については、以下の通りとする。

a 不具合発生 の 代替品 については、予め設定した本市仕様に基づくキitting を施したものである。

(3) サポート

ア 市の電話設備管理者向けの管理マニュアル及び職員向けの操作マニュアルを作成し提出すること。

イ スマートフォン端末及び FMC の利用方法等について、下記のとおり職員説明会を実施すること。

a 説明会は管理者向けと利用者向けを分けて実施すること。

b 利用者向けの説明会は 1 回 1 時間程度とし最低 5 回以上開催すること。

※説明会の実施時期は別途協議のうえ決定することとする。

9 障害時対応

通信障害等により電話が不通になった場合の対応については、迅速な復旧体制をとるため岩手県内又は近隣県に資機材（可搬型含む）や移動基地局車、移動電源車等を所有し、本市に派遣可能であることが望ましい。また新市庁舎には、別途オンプレミス型 PBX「日立製 CX-01V3（01LV3）」を設置することから、オンプレミス型 PBX を活用した対策も含め提案すること。

10 その他特記事項

(1) 仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

- (2) 受注者は業務の実施に伴い適用を受ける法令、基準、指針等についてはこれを遵守しなければならない。
- (3) 長期継続契約期間終了時に新規事業者へ本業務の引継ぎを行う必要がある場合には、円滑な利用が図れるよう新規事業者へ最大限協力すること。
- (4) 契約期間内における契約変更については、本市が求めた以外は認めない。
- (5) 本業務の役務の一部を他の者に請け負わせ、又は委任し履行する場合は、書面により市の承諾を受けること。
- (6) 当該仕様書は受注者選定時点の案であり、プロポーザルにより優先交渉権者となった事業者が提出した企画提案書等を基に契約締結前に再度詳細を調整し決定するものとする。